

山梨県公報

号外第七号

令和元年

六月二十八日

金 曜 日

目次

条 例

○山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例(条例第一号)(人事課)

- 各種施策を積極的に推進するため、地方公務員法の規定に基づき、知事の専任の秘書一人の職を特別職として指定することとした。
- 当該秘書の給料、手当及び旅費並びにその支給方法を定めることとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例をここに公布する。

令和元年六月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第一号

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第四号の規定に基づき、特別職の秘書の職の指定に関し必要な事項を定めるとともに、当該秘書の給料、手当及び旅費並びにその支給方法を定めるものとする。

(秘書の職の指定)

第二条 地方公務員法第三条第三項第四号の規定により、知事の専任の秘書一人の職を特別職として指定する。

(給料)

第三条 前条に規定する秘書の職にある者(以下「秘書」という。)の給料の額は、

山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「給与条例」という。)第六条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、知事が決定する。

(地域手当及び通勤手当)

第四条 秘書には、地域手当及び通勤手当を支給する。

2 前項の地域手当及び通勤手当の額は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第五条 六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する秘書には、期末手当を支給する。基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した秘書についても、同様とする。

2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した秘書にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、期末手当基礎額(給与条例第三十二条第三項及び第四項の規定の例により算定した額をいう。)に百分の百六十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 六箇月 百分の百
- 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 三箇月未満 百分の三十

3 前二項に定めるもののほか、在職期間の計算方法その他期末手当の支給に関し必要な事項については、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第六条 秘書が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、一般職の職員の例による。

(旅費)

第七条 秘書が公務により旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、一般職の職員の例による。

(給与等の支給方法)

第八条 第三条から前条までに定める給料、手当及び旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。